

社会福祉法人勝寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝寿会（以下、「当法人」という。）の定款第八条及び第二一条に基づき、評議員・理事・監事並びに相談役（以下、「役員等」という）の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、当法人が役員等に対し、役員等としての業務の対価として支給するものをいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、月額基本報酬とし、次のとおりとする。

- (1) 理事長 25,000円とする。
- (2) その他の役員等 無報酬とする。

(役員報酬の支給と控除)

第4条 理事長の月額基本報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

2 税金等の控除は、毎月の報酬から控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額との差額を別途支払うことができる。

(1) 理事会・評議員会等に出席した場合の費用弁償

勝浦町外の役員等 10,500円
勝浦町内の役員等 5,500円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

勝浦町外の監事 10,500円
勝浦町内の監事 5,500円

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成17年1月20日より施行する。

この規程は、平成29年1月20日に一部改正し平成29年4月1日より施行する。